

平成19年度決算における 財政の健全化判断比率

○財政の健全化判断比率とは？
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が平成20年4月1日から一部施行されました。
この法律により、平成19年度決算から、健全化判断比率の4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、公営企業会

計に係る資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受け、監査委員の意見を付して議会に報告し、住民に対し公表することが義務付けられました。

○指標の基準を超えると？
早期健全化基準を超えた場合、自治体の自主的な改善努力による健全化を図るため、財政健全化計画を策定し、県知事に報告しなければなりません。

また、財政再生基準を超えた場合、国の関与による確実な再生を図るため、財政再生計画を策定し、県知事に報告しなければなりません。

○町の財政の健全度は？
上の表のとおり、すべての指標において早期健全化団体となる基準をクリアしています。
今後とも、各比率やほかの財務指標の推移を見ながら、健全な財政運営を行ってまいります。

照会先 財務課
☎ 85-9563

《平成19年度決算における箱根町の財政の健全化判断比率》 (%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
箱根町	-	-	11.1	208.3	-
早期健全化基準	14.23	19.23	25.00	350.00	20.00
財政再生基準	20.00	40.00	35.00		

◎実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字となっていないため「-」の記号で表示してあります。
◎資金不足比率の対象となる会計は箱根町の場合、水道事業会計、下水道事業特別会計、温泉特別会計の3会計です。なお、各会計とも資金不足になっていないため「-」の記号で表示しています。

長寿（後期高齢者）医療制度・国民健康保険の保険料の年金からのお支払いについて

《長寿（後期高齢者）医療制度》
一人当たりの保険料が8,5割軽減されていた方で、8月まで年金から支払った方は、10月以降、年金からの支払いはありません。納付書により支払いされている方の保険料も、同程度軽減されます。
また、保険料は、支払いの間をおかけしないよう、原則として年金から支払いしていただくこととしています。次の方は、10月から、年金からの支払いに変更となりました。

① 被用者保険の被保険者であった方（納付書などによる支払いから、年金からの支払いに替わりました）
② 被用者保険の被扶養者であった方（初めて保険料を負担いただくため、4月から9月までは保険料の負担がありませんでした。10月から本来の保険料額の9割は軽減され、1割の負担となりました）
※ 保険料の軽減により、保険料が減額となった方については、納付書による支払いとなります。

《国民健康保険》
10月から、被保険者の方（世帯主を含む）が65〜74歳の方だけの世帯では、原則、世帯主の年金からの支払いに変わります。
ただし、次のいずれかに該当する方は、年金からの支払いではなく、納付書により支払いしていただくこととなります。
① 年金額が年額18万円（月額1万5,000円）未満の方
② 介護保険の保険料と長寿医療制度の保険料または国民健康保険の保険料の合計額が、年金額の1/2を超える方

《年金からの保険料の支払いは、多くの場合口座振替へ切り替えることができます》
年金からの支払いから口座振替への変更を希望する方は、お問い合わせください。世帯主または配偶者名義の口座からの振替にすることにより、世帯としての所得税・住民税の負担が軽減される場合があります。

照会先 保険年金課
☎ 85-9564

国民年金保険料控除証明書の送付

社会保険庁では、1年間納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（はがき）を毎年11月上旬に送付しています。（年の途中から国民年金加入の場合などは翌年2月上旬）国民年金保険料は、所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。
また、保険料は本人に限らず世帯主（配偶者）も連帯納付の義務があるため、家族の分を納付した場合でも、控除対象として納付した方が申告できますので、年末調整の際などに利用してください。

照会先 専用ダイヤル
☎ 0570-070-117

防火ポスターコンクール

「土屋綺星さんの作品がポスターに！」
毎年実施している防火ポスターの募集を今年は町内小学生を対象に行い、応募数は52点でした。
審査の結果、次の皆さんの作品が入選しました。

4学年の部 最優秀賞 土屋綺星
5学年の部 最優秀賞 川口みのり
6学年の部 最優秀賞 荒幡裕子



- 4学年の部 「敬称略」
最優秀賞 土屋綺星（箱根の森小学校）
優秀賞 古田 歩（仙石原小学校）
優良賞 大橋はる（函嶺白百合学園小学校）
- 5学年の部
最優秀賞 川口みのり（函嶺白百合学園小学校）
優秀賞 鈴木雄大（箱根の森小学校）
優良賞 勝俣 智（仙石原小学校）
- 6学年の部
最優秀賞 荒幡裕子（函嶺白百合学園小学校）
優秀賞 鈴木杏奈（仙石原小学校）
優良賞 小林春奈（箱根の森小学校）

11月27日は「交番の日」制定記念日です。

神奈川県警察では、明治4年11月27日に全国に先駆けて設置された「神奈川県警卒」が定めた規則の中に「交番」という用語が初めて使われたことに由来し、毎月27日を「交番の日」としています。
交番の日には、県民の皆さんが安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、
● できるだけ多くの警察官を配置しての警戒活動の強化
● 犯罪多発地区における「臨時交番」の開設やパトロールの強化
● 地域自治会、ボランティアの

方々との連携した合同パトロールの実施
● 犯罪防止のための各種キャンペーンの実施
など、県民の皆さんと警察が一体となって地域の安全を守る各種活動を行っています。
小田原警察署では、11月27日の「交番の日制定記念日」には、多発傾向にある「振り込め詐欺」事件からの被害防止対策の普及と各種防犯活動などに取り組みます。気軽に交番や駐在所にお立ち寄りください。

照会先 小田原警察署地域課
☎ 0465-32-0110

クリスマス飾りは森のふれあい館で

今年もマツボックリのクリスマスツリーやミニリースの手作り教室を開催します。12月20日(土)からは、小さなお正月飾りも作れます。
期 間 11月1日(土)～12月25日(木)
受付時間 9時～15時
材 料 費
・マツボックリのクリスマスツリー 1個300円、大1個500円
・ミニリース 1個500円
・小さなお正月飾り 1個500円
照会先 森のふれあい館 ☎ 83-6006



秋、真っ盛り
秋季火災予防運動
（11月9日～15日）
今年も11月9日がやってきます。消防では、例年この日から一週間、「全国秋季火災予防運動」として防火運動を繰り広げてきました。
今年もこの試みに呼応して、町でも秋の火災予防運動を実施します。
防火標語
「火のしまっ 君がしなくて 誰がする」
実施内容
● 防火ポスター展、ちびっこ防災書道展（役場住民ホール）11月10日(月)～14日(金)
● 保育園児を対象にした防火指導
● 老朽化消火器の回収と住宅用火災警報器の展示説明会
● 地域消防団を中心にした地域防火の推進
● 住宅用火災警報器アンケート調査
● その他
照会先 消防本部予防課
☎ 82-4505